

令和4年4月15日
世田谷保健所感染症対策課

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症に係る予防接種について

1 主 旨

平成25年6月に国は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種（以下「定期接種」という。）に関し、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が同ワクチン接種後に特異的に見られたことから、積極的な接種勧奨を控えることを、定期接種を実施する区市町村へ勧告し、区においても定期接種の対象者への個別通知を見合わせていた。

今般、国の審議会において、最新の知見により改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認された。この審議を踏まえ、国は令和3年11月26日付通知により、予防接種法の規定による接種勧奨を行うことを区市町村へ通知した。

また、積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した対象者への対応について、国は令和4年3月18日付通知により公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）を区市町村へ通知し、3月25日に予防接種法施行令を一部改正したところである。

区においても、定期接種対象者への個別勧奨を実施すると共に、接種機会を逃した対象者へのキャッチアップ接種を実施する。

2 キャッチアップ接種実施の概要

- (1) 積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの対象者に対して、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、キャッチアップ接種を実施する。
- (2) 対象者には個別勧奨として予診票を郵送する。
- (3) 接種機会を逃した対象者で、既に自費で接種を受けた方に償還払いを行う。

3 キャッチアップ接種の対象者等

- (1) 対 象 者 平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子
- (2) 対象者数 約38,000人
- (3) 接種費用 無 料

4 経費（概算）

906,568千円（うちキャッチアップ接種分 423,222千円）

【内訳】リーフレット等の印刷、発送郵便料、封入封緘委託、接種費用

※ 経費（概算）には、補正予算861,236千円を含む

※ 補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定に基づく区長専決処分を行い、令和4年第1回区議会臨時会において承認を求める予定である。

※ 平成22年から24年の緊急促進事業接種率より接種率70%を想定

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年5月上旬 償還払いの案内開始、区のおしらせ（5月1日号）

区ホームページに掲載

7月上旬 キャッチアップ接種の対象者へ予診票の一斉発送

6 その他

7月上旬の一斉発送より前にキャッチアップ接種を希望する対象者へは、個別に予診票等を送付する。